

岩手県に産業廃棄物税の申告等を行う特別徴収義務者の皆様へ

令和8年4月から産業廃棄物税の課税業務を集約します。

最終処分場の所在地により、県内7県税公所で行っている産業廃棄物税の課税業務を、**令和8年4月から①～④の広域振興局（本局）**で行います。

最終処分場の所在地	集約前（令和8年3月まで）	集約後（令和8年4月から）
盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	① 盛岡広域振興局県税部	盛岡広域振興局県税部 ① 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 電話：019-629-6547
花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町	② 県南広域振興局県税部	県南広域振興局県税部 ② 〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2 電話：0197-48-0548
釜石市、大槌町	③ 沿岸広域振興局経営企画部県税室	沿岸広域振興局経営企画部県税室 ③ 〒026-0043 釜石市新町6-50 電話：0193-25-2715
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	⑤ 沿岸広域振興局経営企画部 宮古地域振興センター県税室	
大船渡市、陸前高田市、住田町	⑥ 沿岸広域振興局経営企画部 大船渡地域振興センター県税室	
久慈市、洋野町、普代村、野田村	④ 県北広域振興局経営企画部県税室	県北広域振興局経営企画部県税室 ④ 〒028-8042 久慈市八日町1-1 電話：0194-66-9678
二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	⑦ 県北広域振興局経営企画部 二戸地域振興センター県税室	

お問合せ先

岩手県総務部税務課 課税担当 電話：019-629-5146 e-mail：AH0004@pref.iwate.jp（裏面に続きます。）

令和8年4月以降のお手続きについて

- ◆ 産業廃棄物税の申告、申請、届出等の提出（郵送可）や申告等に関するお問合せ・ご相談は、**集約後の広域振興局（本局）の県税窓口（表面①～④）**へお願いします。
※ 当面の間、申告書等を広域振興局（本局）以外の最寄りの県税公所にご持参いただいた場合でも受付を行います。なお、申告相談等については、電話等により**集約後の広域振興局（本局）の県税窓口（表面①～④）**へおつなぎする場合があります。
- ◆ 県税の納付及び納税証明書の発行は、これまでどおり各県税公所（表面①～⑦）で行います。
- ◆ 電子申告・電子納付（eLTAX）を利用されている場合は、次のとおり申告等をお願いします。
 - ・令和8年3月までに利用届出が審査されていた場合は、提出先を**集約後の広域振興局（本局）の県税窓口（表面①～④）**へ自動変換します。
 - ・令和8年4月以降に利用届出を新規で提出される場合は、提出先を**集約後の広域振興局（本局）の県税窓口（表面①～④）**と選択してください。

産業廃棄物税の申告・納付は、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

簡単・便利な電子申告・電子納付（eLTAX）

産業廃棄物税の電子申告、電子申請・届出、電子納税の利用をお願いします。

利用方法など詳細については、eLTAX（エルタックス）ホームページをご覧ください。

これまでの手続
申告書の郵送・持参
金融機関での納付

インターネットで
簡単に
申告・納付!



時短 簡単 楽々 便利



とっても簡単 4つのステップ

ステップ 1

eLTAX利用者IDを
取得

ステップ 2

「PCdesk Next」に
アクセス

ステップ 3

税目を選択して
電子申告

ステップ 4

「PCdesk」から
電子納付

※eLTAX利用者IDの取得や利用手順については、eLTAXホームページのメニュー「eLTAXのご案内」をご覧ください。
「PCdesk Next」「PCdesk」については裏面をご覧ください。詳細は、軽油引取税の電子化特設ページに随時公開します。

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>



地方税法令上に明文規定
を有する申告・申請手続
のデジタル対応に係る特
設ページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/11304>



岩手県・広域振興局